

日本版ライドシェア対応「移動サービス事業者向け自動車保険」の販売開始

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長 城田 宏明、以下「当社」)は、日本版ライドシェア^{※1} に対応する「移動サービス事業者向け自動車保険」を、2025 年 1 月より販売開始します。

本保険は日本版ライドシェアを活用した移動サービス事業者が契約者となり、事故が発生した場合にライドシェアドライバーが契約している自動車保険に優先して補償を提供します。また、損害保険業界で初めて、1 時間単位で保険料を算出する方式の移動サービス事業者向け自動車保険を実現したことにより、サービス提供の実態に即した保険料での加入が可能となりました^{※2}。

※1 2024 年 4 月より道路運送法第 78 条第 3 号を根拠に新たに創設された、地域の自家用車、ドライバーを活用し、タクシーが不足する場合の運送サービスを提供する自家用車活用事業を指します。

※2 2024 年 9 月当社調べに基づく。

1. 背景

コロナ禍のタクシー需要の大幅な減少に伴い全国のタクシードライバー数が減少し、コロナ収束後もドライバー不足が継続する中、インバウンド観光客の急増等もあり、地域・時期・時間帯によってはタクシーが捕まりづらい状況が発生しています。

そのような中で、地域交通の縮小による住民の移動手段の不足等の深刻な社会課題に対応するため、2024 年 4 月から日本版ライドシェアが創設され、タクシー事業者を通じて提供が進んでいます。

当社においては、2021 年 2 月より、地方都市や過疎地域の移動手段の確保を目的に自家用有償旅客運送等を提供する市町村やNPO 法人に対し「移動サービス事業者向け自動車保険」を販売しております。ドライバーが契約している自動車保険に優先して保険金をお支払いすることから、事故時におけるドライバーの経済的負担を軽減し、ドライバーの担い手確保やより安心な制度運営を支援してまいりました。

今般、日本版ライドシェアの創設を踏まえ、従来の対人・対物賠償責任補償に加えて人身傷害保険やレッカー搬送サービスを補償ラインアップに追加するとともに、1 時間単位で保険料を算出する方式の「移動サービス事業者向け自動車保険」の販売を開始します。

2. 商品概要

当社は、2025 年 1 月より、日本版ライドシェアに対応する「移動サービス事業者向け自動車保険」の提供を開始します。

日本版ライドシェアを活用する移動サービス事業者が契約者となり、事故が発生した場合にライドシェアドライバーが契約している自動車保険に優先して補償を提供します。

【補償概要】

- 対人・対物賠償責任保険: 移動サービス提供中の事故によって、ライドシェアドライバー等が他人をケガさせたり、車や塀等の他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。
- 人身傷害保険: 移動サービス提供中の事故によって、ライドシェアドライバーや乗客等が、ケガ・死亡された場合や後遺障害が生じた場合に生じる、治療費・休業損害・精神的損害・逸失利益・介護料・葬祭費等を補償します。
- ロードアシスト: 移動サービス提供中の事故等により走行不能になった場合等に、修理工場等までレッカー搬送を行い、レッカー搬送に必要な費用(車両搬送費用等)をお支払いします。

また、日本版ライドシェアでは、ドライバーが時間単位で勤務することも想定されるため、原則^{※3}、1時間単位で保険料を算出してお引受けする方式といたします。

日本版ライドシェアに対応する移動サービス事業者向け自動車保険において、1時間単位での保険料算出による引受け方式の導入は業界初となります。

※3 事業者が各輸送記録等をアプリ等のシステムで一律に管理し、勤務データを当社に提供いただける場合に限りです。

3. 今後について

当社は引き続き、ライドシェア事業の実態とお客様のニーズに即した自動車保険商品の開発・提供を通じて、社会課題の解決に貢献してまいります。

以 上